

学校スノースポーツ委員会内規

- 1 本連盟規約第35条第2項の規定及び業務運営要項第11に基づき、学校スノースポーツ委員会(以下「委員会」という)の内規を定める。
- 2 委員会は、学校体育におけるスノースポーツの普及啓発を図り、学童、ジュニア層の底辺拡大を推進するため、次の業務を担当し、これを処理する
 - (1)学校スノースポーツ指導者の育成強化に関すること。
 - (2)学校スノースポーツの指導講習に関すること。
 - (3)学校におけるスノースポーツ教室開催の指導助言に関すること。
 - (4)学校体育と社会体育との連携を深め学校の協力体制確立に関すること。
 - (5)教職員団体の組織化と保護者会に関すること。
 - (6)本委員会所管の行事計画及び予算に関すること。
 - (7)その他の所管事項に関すること。
- 3 委員会は、担当理事、部員及び各所属団体関係者若干名で構成し、選任については、理事会で決定し、本連盟会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。ただし、最初の委員会は、理事長が招集する。
 - (1)委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2)委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 6 委員の任期は、本連盟担当役員の任期と同一とし、再任することができる。
- 7 この内規は、平成12年10月28日から施行する。

平成18年10月28日一部改正。